

鳴尾浜臨海公園南地区東駐車場 設置・管理運営事業者募集要項

都市公園法第 5 条第 1 項の規定による公園施設設置許可を受け、駐車場を設置・管理運営していただける事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。本募集要項を確認し、各条件等を承諾の上、お申込みください。

1. 募集する背景

当駐車場は令和 7 年 3 月末で市の直営管理を終了する予定であり、隣接する花工房を含めた鳴尾浜臨海公園南地区の東側部分は、令和 10 年度より土地利用転換を予定している。当駐車場の西側 1/3 部分を旧リゾ鳴尾浜の解体ヤードとして使用する期間及び土地利用転換に向けた工事までの期間において、当駐車場の東側 2/3 部分を引き続き駐車場として利活用するため、駐車場の設置・管理運営ノウハウがある事業者を募集します。

2. 対象物件

駐車場名	所在地	用途
西宮市鳴尾浜臨海公園南地区東駐車場	西宮市鳴尾浜 2 丁目	平面駐車場

(ア) 駐車場出入口

西側出入口（現入口）は使用不可とし、東側出入口（現出口）を入庫・出庫の出入口とする。

(イ) 区画設定

一般公共の用に供されるもの（時間貸し・定期貸し）は、駐車のために供される部分（駐車区画）の面積が 500 平方メートル（40 台程度）未満とする。なお、月極駐車場など特定の車のみを扱う区画を設置する場合は、一般公共の用に供されるものと合算して 160 台（3,400 平方メートル程度）以下とする。

※1 区画範囲は、東側 2/3 部分に限る。

※2 区画変更に係る費用は、事業者負担とする。

(ウ) 旧リゾ鳴尾浜解体工事に伴う影響

令和 8 年度から令和 9 年度にかけて旧リゾ鳴尾浜の解体工事を予定しており、工事中は当駐車場から西側公園への進入を制限する予定です。予めご了承ください。

3. 設置許可期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間

※1 令和 9 年 4 月 1 日以降については、工事の進捗状況や事業者の管理運営状況等を総合的に判断し、募集時の各条件や許可条件を変更しないことを前提に、更新できる場合があります。

※2 上記期間には、出入口ゲート機器等の設置・撤去等に要する期間を含みます。

4. 公園施設設置許可使用料

西宮市都市公園条例第 16 条第 2 項に規定により、**全額免除**とする。

ただし、全額免除の条件として、**収入の 10%以上を市に還元することとし、還元率は事業者提案**とする。

5. 応募の資格

応募できる者は、法人その他の団体で、当駐車場の管理運営を行う上で、人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有するものとします。

(ア) 同規模程度以上の公園施設設置許可を受け、駐車場の管理運営の実績を有していること。

- (イ) 地方自治体が所管する駐車場の管理運営業務に、10年以内に5件以上の実績を有していること。
- (ウ) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に相当していないこと。
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (オ) 本市の市議会議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等に相当する者でないこと。
(本市の市議会議員が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は精算人でないこと)
- (カ) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合でないこと。

6. 当駐車場に関する条件

(ア) 営業時間

24時間 365日営業

(イ) 駐車料金

料金設定は下記を基準とし、現行料金や近隣の駐車料金等を勘案し、提案してください。
なお、駐車料金を変更する場合や定期貸しを採用する場合は、事前に市の承諾を得ること。

<基準>

利用体系	料 金	現 行
時間貸し	最初の1時間以内は100円 以後30分毎100円加算 当日最大料金1,000円	同左
定期貸し	全日定期券 月額12,000円 土日祝定期券 月額10,000円 平日定期券 月額8,000円	未実施

<参考> 利用実績

年 度	駐車台数	使用料収入
令和3年度	16,905台	4,738,000円
令和4年度	20,329台	6,149,100円
令和5年度	13,172台	3,712,000円

(ウ) 駐車場の設置

- ① 出入口ゲート機器等は、事業者にて導入すること。車両ナンバーシステム（カメラ式駐車場）を積極的に導入し、入手したデータを可能な限り整理し、市に提供すること。
- ② 2（ア）（イ）（ウ）を確認の上、車路や駐車区画等を変更する場合は、事前に市の承諾を得ること。
- ③ 看板などの案内表示を利用者にわかりやすくすること。
- ④ 機器の導入・運用・保守点検・撤去に要する費用、駐車券等の消耗品はすべて事業者が負担すること。

(エ) 駐車場の管理運営

- ① 24時間体制のコールセンター等で即座に対応できる体制をとること。
- ② トラブル等が発生した場合に備え、30分以内に現地で対応ができる体制をとること。
- ③ 定期的に駐車場内の点検及び清掃を行い、常に良好な状態を維持すること。

- ④ 利用者等の個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。
- ⑤ 利用者及び近隣施設等への対応は、すべて事業者の責任で行うこと。

(オ)利用状況の報告

駐車場の利用台数、料金収入、利用者情報等を、半期ごとに市に報告すること。
なお、報告内容は、公園再整備等の参考として使用する場合があります。

(カ)その他

関係法令及び関係条例を遵守すること。

7. 質問の受付

(ア)質問方法

別添の「質問書【様式 1】」に質疑の要旨を簡潔に記入し、「**11. 提出及び問い合わせ先**」に記載の e-mail アドレス宛に提出してください。送信後、電話での到達確認をお願いします。

(イ)質問受付期間

令和 6 年 11 月 20 日（水）から令和 6 年 11 月 27 日（水）午後 5 時まで

(ウ)回答方法

質問及び質問に対する回答については、随時西宮市ホームページで公表します。

8. 応募手続

(ア)応募方法

提出期間までに、次の書類（原本 1 部・副本 3 部）を「**11. 提出及び問い合わせ先**」に持参してください。

- ① 応募申込書【様式 2】
- ② 事業者概要【様式 3】
- ③ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3 ヶ月以内に発行のもの）
- ④ 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書（3 ヶ月以内に発行のもの）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書【様式 4】
- ⑥ 料金体系、営業体系
- ⑦ 駐車場設置工事関連書類（図面、設置機器の仕様分かるもの、工事計画書等）
- ⑧ 管理体制図（責任者、実施体制、トラブル発生時の対応体制がわかるもの）

(イ)応募期間

令和 6 年 12 月 9 日（月）から令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時まで

※1 提出書類の確認を行いますので、事前に電話連絡の上、来庁してください。

※2 期間内に全ての書類を提出できなかった場合は、応募を辞退されたものとみなします。

(ウ)留意事項

- ① 上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- ② 提出された書類等は、一切返却しません。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません（軽微な誤記の訂正を除く。）。
- ④ 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤ 提出された書類等は、西宮市情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する公文書に該当し、公開請求の対象となります。また、応募があった事実、提出された書類等及び選定の結果については、同条例第 20 条の規定により公表することがあります。
- ⑥ 応募に関して必要な費用は、すべて申請者の負担とします。
- ⑦ 応募にあたって市に開示したノウハウ等に関しては、一切対価等を支払いません。

9. 事業者選定

(ア) 選定方法

応募のあった者（失格者を除く。）のうち、最高の還元率を提案した者を駐車場設置・管理運営事業者として選定します。

なお、最高の還元率を提案した者が2者あった場合は、両者の実績や管理体制等を総合的に勘案の上、市が決定します。

(イ) 結果通知

令和6年12月下旬に、応募者全員に電子メールで通知します。また、西宮市ホームページにおいて、決定した事業者名・提案された還元率、応募者数を公表します。

10. 選定後の手続等

(ア) 設置許可申請手続

決定した事業者は、令和7年3月14日（金）までに、都市公園法第5条第1項の規定に基づく公園施設設置許可申請書を「**11. 提出及び問い合わせ先**」に提出してください。

(イ) 収入の一部を市に納入

決定した事業者が提案した還元率に応じた額を、半期ごとに納入してください。なお、納入期日は、前期分（4月～9月）を10月末、後期分（10月～3月）を翌年4月末とします。

(ウ) 選定の取消

次のいずれかに該当する場合は、駐車場設置・管理運営事業者としての決定を取り消します。

- ① 事業者が**5**に定める資格要件に適合しなくなった場合
- ② 正当な理由なく、**10**（ア）に定める期日までに設置許可手続を行わない場合
- ③ 正当な理由なく、**10**（イ）に定める期日までに収入の一部を納入しない場合
- ④ 社会的信用の失墜等により、駐車場設置・管理運営事業者として相応しくないと市が判断した場合

11. 提出及び問い合わせ先

西宮市土木局公園緑化部公園緑地課（担当：日下^{くさか}）

〒662-8567 西宮市六湛寺町8番28号 西宮市役所第二庁舎9階

※土日祝を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

電話：0798-35-3611

e-mail：vo_kouen@nishi.or.jp

以上